

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
補償課長

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について

労災診療費算定基準の一部改定については、令和 2 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 30 号（以下「局長通達」という。）により通知されたところであるが、この運用に当たっては、下記の事項に留意の上、対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 病衣貸与料

算定基準に定められている病衣貸与料と医療機関で定める病衣貸与に係る料金との差額を解消するため、点数の引き上げを行ったものであること。

2 救急医療管理加算

今般の診療報酬の改定により救急医療管理加算の診療報酬点数が引き上げられたため、労災診療費の取扱いについても救急医療管理加算（入院）について料金の引き上げを行ったものであること。

3 術中透視装置使用加算

傷病労働者の早期職場復帰の観点から、対象部位に膝蓋骨を追加し、新たに当該加算を算定できるようにしたものであること。

4 労災電子化加算

措置期間を令和 4 年 3 月診療分まで延長するものであること。

5 職場復帰支援・療養指導料

今般の診療報酬の改定による療養・就労両立支援指導料の拡充に伴い、労災診療費の取扱いについては、算定上限回数を 3 回から 4 回に引き上げるものであること。

なお、慢性的な疾病を主病とする者で現に就労している者についての取扱いは、従前のおり医師が必要と認める期間とする。

6 労災治療計画加算

平成 10 年 5 月 29 日付け補償課長事務連絡第 15 号により定められた労災治療計画加算については、廃止としたものであること。